

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書

再審は、無辜が救済される最後の砦である。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は、法制度自体の正当性を失わせるものであり、あってはならない。平成 22 年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件、平成 28 年の東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続いた。また平成 26 年には、袴田巖さんが 47 年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事があった。

しかし、これら事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、大きな壁が二つある。一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことである。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められる。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察と検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶たない。無罪となった再審事件で、無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれなかった。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の用件で証拠開示が制度化された。しかし再審における証拠開示には、何一つルールがなく、その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられている。

二つ目は、再審開始決定に対する検察による不服申し立て（上訴）が許されていることである。袴田事件は検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化している。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんにいたっては、昭和 39 年一審無罪判決、平成 17 年再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申し立てにより、89 歳で無念の獄死をとげた。

公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇を繰り返すことには、法的な制限を加える必要があることは明確であり、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が焦眉の課題である。

現行の刑事訴訟法の再審の規定は、日本国憲法第 39 条を受け、不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑事訴訟法のままである。現行の再審の規定のルーツである職権主義のドイツもすでに、50 年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止している。また、証拠開示については、平成 28 年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行うとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を行うことが求められている。

無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、以下の点について「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を行うよう強く要請する。

1. 再審における検察手持ち証拠を全面開示すること。
2. 再審開始決定に対する検察の不服申し立て(上訴)を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月19日

福島県国見町議会議長 東海林 一樹

内閣総理大臣 菅 義 偉 様
法務大臣 上 川 陽 子 様